平成２４年（フ）第９９５号
札幌市西区山の手５条９丁目２番１―201号
債務者　橋本　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４３号
北海道千歳市末広５丁目３番４号
債務者　市川　　仁
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０５号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目７番18号
ベーチェル202号
債務者　伊澤利津子（旧姓手島）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
北海道室蘭市水元町17番２―203号
債務者　平戸　尚聡
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
北海道室蘭市水元町17番２―203号
債務者　平戸　智美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
北海道登別市常盤町３丁目３番地１
債務者　千葉未由紀
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
山形県鶴岡市新形町３番84号
債務者　菅原千鶴子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２９９号
埼玉県所沢市三ケ島４丁目2204番地の２　グリーンプラザ狭山202
債務者　奥津　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３００号
神奈川県小田原市早川３丁目14番地の19　青木コーポ５号
債務者　奥津　利行
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１８号
埼玉県川越市大字山田1807番地１　ファミールＴＯＤＡ203号室
債務者　ゴルバニー　ホセン
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２２号
埼玉県川越市大字山田1664番地９
債務者　荒木　政則
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３５号
埼玉県所沢市大字山口5271番地　椿峰ヒルクレストＡ―202
債務者　渡邉　純子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４０号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目11番103号、前住所埼玉県比企郡川島町大字中山1424番地14
債務者　槻　　藤夫
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目11番103号、前住所埼玉県比企郡川島町大字中山1424番地14
債務者　槻　つや子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４７号
埼玉県川越市岸町３丁目１番地５　クレストコート川越403号室
債務者　大串　浩史
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４８号
埼玉県富士見市羽沢１丁目28番28号　サンハイツ羽沢Ａ―102
債務者　大串　　勤
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目27番17―101号　若葉グリーンプラザ八番館
債務者　野村由美子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５３号
埼玉県所沢市泉町904番地の１　１―205
債務者　中村みさを
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部